

# Arknet 通信

新年、明けましておめでとうございます。

昨年、日本は沈没してしまうのではないかと不安の中、力を合わせてその苦境を乗り越えようとしてきました。しかし未だに3,400余名という方々が行方不明というのが現実であり、原発事故の影響も未だに解決はしていません。ここにきて益々先の見えない悲惨な現状が続いています。がんばろう、大丈夫！と声をあげていきたいのですが、これがカラ元気では困ります。真実を見つめてこの日本をどうしていけばいいのか真剣に考えるべき一年であると思います。

2012年、皆様はどういう年にデザインしますか？

税理士法人アークネット  
代表社員 野呂伸一郎

2012.01.31 第5号

税理士法人アークネット

静岡市葵区紺屋町11-13



ホテルセンチュリー静岡から

## What's New

### 【平成24年度税制改正大綱】

平成23年12月10日「平成24年度税制改正大綱」が閣議決定されました。主な内容は「Tax Information」で紹介いたします。平成23年度税制大綱で決定されながら法案成立に至らなかった所得税関係が一部盛り込まれたほかは、小粒な内容になっています。大きな改正内容は、「社会保障と税の一体改革」の中の「税制抜本改革」として議論されています。

### 【民主党税制調査会の税制抜本改革案（H23.12.28）】（H24.1.6現在での修正も含む）

平成23年12月28日民主党税制調査会は「税制抜本改革案」を示しました。主な内容はつぎのとおりです。ここ数年、この手の「案」については、その法案化が不確実になっており、今の段階ではまゆつばなのですが、大きな改正事項が満載されていますので、消費者のマインドにも影響を与えることが予測されます。

税目	内容
消費税	2014年4月から <b>8%</b> へ、2015年10月から <b>10%</b> へ税率UP
所得税	➢ 高所得者への増税（課税所得金額3千万円超：税率40%⇒45%）（3千万円～1千5百万円超：税率33% 40%⇒一律40%） ➢ 住宅購入に係るローン減税の見直しと消費税還付を検討。「給付付き税額控除」を検討。
相続税	➢ 税率UP（6億円超：55%、6億円以下：50%、3億円以下：45%、2億円以下：40%、1億円以下現行どおり） ➢ 基礎控除の縮減（5千万円＋法定相続人×1千万円⇒3千万円＋法定相続人×6百万円） ➢ 死亡保険金の非課税限度額縮減（5百万円×法定相続人の数⇒5百万円×未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた相続人の数）
贈与税	➢ 税率UP（1千万円超：50%⇒55%） ➢ 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率緩和 （4千5百万円超：55%、4千5百万円以下：50%、3千万円以下：45%、1千5百万円以下：40%、1千万円以下：30%）
その他	➢ 社会保障・税共通番号制度（2015年からの運用）

# Tax Information

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が12月2日に公布されました。時限的な税制措置としては、所得税、法人税、個人住民税について、復興特別税として増税が行われます。これらの増税規模は総額10.5兆円であり、内訳は所得税7.5兆円、法人税2.4兆円、個人住民税0.6兆円となります。

## ・復興特別所得税

2013年1月から25年間基準所得税額の2.1%

## ・復興特別法人税

各課税事業年度（2012年4月1日から2015年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度）の基準法人税額の10%

\*2012年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率は現行の30%→28.05%「 $25.5\% \times (1+10\%)$ 」

なお、税率が引き下げとなるため税効果会計を適用している法人については、決算での見直しが必要となります。

## ・個人住民税（均等割）

2014年6月から10年間1人あたり年1,000円

## 【平成24年度税制改正大綱の概要】

平成24年度税制改正大綱が、12月10日に閣議決定されました。中小企業の支援のための、投資促進税制の拡充・延長等や省エネ住宅に係るローン減税や贈与税一部非課税措置を図る一方、個人の所得税の増税、地球温暖化対策税の創設などの負担増も見られ、国際的租税回避の防止策も盛り込まれています。

また、平成23年度税制改正予定であった相続税の改正は今年も見送られています。消費増税や社会保障制度の確立、東日本大震災の復興支援増税を念頭に置いたものとなっています。

主な概要は、以下の通りです。

## 1. 所得課税

### (1) 給与所得控除の見直し

#### ① 給与所得控除の上限設定

給与等の収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除については、245万円の上限を設定

② 特定支出（資格取得費、勤務必要経費）の範囲の拡大など ※勤務必要経費は上限65万円

（注）平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用

### (2) 退職所得課税の見直し

勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得について、2分の1課税を廃止

（注）平成25年分以後の所得税について適用

### (3) 源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例

7月から12月までに支払った給与・退職手当等につき徴収した所得税の納期限を翌年1月20日（現行：翌年1月10日）とする。このため納期限の特例を廃止

（注）平成24年7月1日以後支払う給与・退職手当等につき適用

### (4) 住宅借入金等を保有する場合の所得税控除

認定省エネルギー建築物のうち一定の住宅の新築又は取得をして、平成24年又は25年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額を拡大

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%

## 2. 資産課税

### (1) 住宅取得等資金（以下「住宅資金」）に係る贈与税の非課税措置（現行1,000万円）を拡充・延長

① 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅家屋の場合

平成24年中に住宅資金の贈与を受けた場合 1,500万円

平成25年中に住宅資金の贈与を受けた場合 1,200万円

平成26年中に住宅資金の贈与を受けた場合 1,000万円

東日本大震災の被災者は、1,500万円

② 上記以外の住宅用家屋の場合

平成24年中に住宅資金の贈与を受けた場合 1,000万円

平成25年中に住宅資金の贈与を受けた場合 700万円

平成26年中に住宅資金の贈与を受けた場合 500万円

東日本大震災の被災者は、1,000万円

※対象となる住宅用家屋の床面積は東日本大震災の被災者を除き240㎡以下

(注) 平成 24 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する住宅資金につき適用

(2) 住宅資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を 3 年延長

(3) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を 2 年延長

(4) 原子力災害非難区域等に固定資産税等の免除・減額措置を適用

### 3. 法人課税

(1) 適用期限の延長

交際費等の損金不算入、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入など

(2) 環境関連投資促進税制の拡充

(3) 東日本大震災被災地域における各種特別償却・税額控除の創設

### 4. 消費課税

消費税・たばこ税・酒税税率引き上げを検討

### 5. 環境関連税制

(1) 車体課税

自動車重量税の一部軽減、エコカー減税の延長

(2) エネルギー課税創設

「地球温暖化対策のための課税の特例」を創設し、CO2 排出量に応じた税率を上乗せ

(注) 平成 24 年 10 月 1 日以後適用

### 6. 国際課税

(1) 国内担保法の整備の一環として徴収共助に関する規定の見直し

(2) 国外財産調書制度の創設

① その年の 12 月 31 日において価額の合計額が 5 千万円を超える国外資産を保有する個人は、その保有する国外資産に係る調書を、翌年 3 月 15 日までに税務署長に提出しなければならない。

(※) 財産の評価は、原則として時価とする。

② 国外財産調書の不提出・虚偽記載に関する罰則の設定。法定刑は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

③ 過少申告加算税等の特例あり

(注) 平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書につき適用

(3) 所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するための措置を導入

法人間の関連者に対する純支払利子等の額が、調整所得金額の 50% を超える場合には、その超える部分の金額は、当期の損金の額に算入しない。

(注) 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度につき適用

### 通勤手当の非課税限度額の改正について

平成 23 年度税制改正により、自転車やマイカーなどの交通用具を使用して通勤する方が平成 24 年 1 月 1 日以後に受ける通勤手当の非課税限度額が変更となります。

<概要>

マイカーなどで通勤している方の非課税となる 1 ヶ月あたりの限度額(以下「距離比例額」)は、次のように定められております。

片道の通勤距離	1ヶ月あたりの限度額
2km未満	全額課税
2km以上 10km未満	4,100円
10km以上 15km未満	6,500円
15km以上 25km未満	11,300円
25km以上 35km未満	16,100円
35km以上 45km未満	20,900円
45km以上	24,500円

また、マイカーなどを使用して通勤する方で通勤距離が片道 15km 以上である方が受ける通勤手当については、運賃相当額が距離比例額を超える場合には運賃相当額(最高限度額は月 10 万円)までが非課税とされています。

#### <改正点>

今回の改正により、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額(最高限度額は月 10 万円)までが非課税とされる措置が廃止とされました。これにより通勤手当の金額が距離比例額を超える場合に、その距離比例額を超える金額について給与として課税されることとなります。

下記を参照してください。

<通勤距離片道 30 km のケース>

距離比例額 16,100円 運賃相当額 18,000円 支給する通勤手当 20,000円

	<改正前>	<改正後>
20,000円 (通勤手当)	2,000円が課税対象	
18,000円 (運賃相当額)		3,900円が課税対象
16,100円 (距離比例額)	運賃相当額まで非課税	距離比例額まで非課税

## 【支払調書とは？】

税務当局が個人・法人の所得を把握・捕捉するため、法令に基づき提出が義務付けられている書類(法定調書)をいいます。身近なものでいうと、「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」などがこれに当たり、支払をする者が税務当局に提出しています。この法定調書の対象がまた一つ増えることとなりました。

## 【新規創設：金地金等の譲渡の対価の支払調書】

**金地金等の譲渡**に係るもので、売買業者がその譲渡対価の金額や支払を受ける者などの取引内容を税務当局に提出します。近年の金価格の上昇による譲渡取引の増加や、一部報道にあったような申告もれの事例が背景となっています。**平成24年1月1日以後に行われる取引から200万円を超える取引が対象**となります。

## 【税務調査による資料】

税務当局は上記の法定調書以外にも、通常の法人税等調査(金融機関なども含む)の中で取引先の資料を収集します。法定調書以外にも様々な取引資料が集められて名寄せが行われ、我々の取引データが集積・捕捉されていきます。当局は当該データと申告内容を照らしあわせて、調査選定のきっかけや「お尋ね」の対象としているようです。

因みに、昨年静岡事務所でも金地金の譲渡について数件当局から「お尋ね」がありました。貴金属店での調査の中で把握されたデータに基づいているものと想定されます。

**平成23年中に金地金を売却**している場合は、確定申告までに**担当者一言お声をかけて下さい**。購入した時期(価格)によっては譲渡所得が発生せず、申告納税が発生しないケースもあります。

## 〜〜ぼやき〜〜

新年早々ぼやいているのは不本意ですが…。紙面の関係で今回は『コラム』と『少しでも勉強』はお休みです。

年末に始まった増税論議も十分な話し合いがなされぬまま閣議決定へ。進退を賭けた消費税増税などと言っているが、誰かが決めて次に渡せば、決まったことだからと覆すこともせず、悪いのは前任者ということで法律が決まってゆく。増税に反対しているのは選挙に勝つため、本当に増税に反対しているわけでないことは明白である。

やみくもに増税に反対しているわけではない。増税すれば矛盾が大きくなるということをしっかりと認識して頂きたい。消費税増税の前に、法体系の整備をしっかりと欲したい。税金の使い道を明確にしてほしい。ひとりの日本国民として、本当にお願いします。⇒総理

## \*\*\*\*\*プロフィール\*\*\*\*\*

### 渋谷事務所 所長



1961年3月生  
東京都出身  
平成9年税理士試験合格  
前職、税理士法人タクト  
コンサルティングに約7  
年勤務後、平成16年に独  
立、平成20年9月より税  
理士法人アークネットの  
渋谷事務所所長就任。

税理士としてのあり方、又、税理士ならではの社会貢献に「こだわり」を持って臨んでいきたいと思っています。  
プライベートにおける現時点での目標はドルフィンキックのマスターです。

今年も宜しくお願いいたします。

## 税理士法人アークネット

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

西村会計事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町36-6 西村ビル3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811